

大牟田市健康福祉総合計画策定等支援業務委託仕様書

1 業務名

大牟田市健康福祉総合計画に関する基礎調査及び計画策定等支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、大牟田市（以下「発注者」という。）が令和9年度から14年度までの6年間を計画期間とした「大牟田市健康福祉総合計画」（以下「次期計画」という。）を策定するに当たり、計画案等の作成を支援するとともに、その基礎資料とするための各種の基礎調査を実施し、計画策定に必要なべき資料の収集・作成、目標量の設定、大牟田市健康福祉推進会議等の運営支援を行い、適正で実効性のある計画の策定に資することを目的とする。

なお、計画は、次に掲げる各種計画により構成するものでなければならない。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画
- (5) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (8) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画

※上記以外に、重層的支援体制整備事業実施計画、市町村成年後見制度利用促進基本計画及び市町村認知症施策推進計画等について、国の動向等を踏まえた内容とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。業務の年度区分は、概ね下記のとおり。

令和7年度 基礎調査

令和8年度 計画作成、パブリックコメント

4 業務内容

次期計画の策定に当たっては、国等の動向や本市総合計画等との整合を図るとともに、健康福祉分野における市民アンケートをはじめとする基礎調査及び別途発注者が行う事業所ヒアリング等の結果を踏まえ、現行の健康福祉総合計画（以下「現行計画」という。）の進捗状況や課題等を把握し、今後国が提示する計画策定に向けた詳細等を勘案しながら、総合的な論点整理を行うこととする。

受注者は、以下（１）～（６）に掲げる業務を行うとともに、発注者に対し適宜専門的知見から助言を行いながら、次期計画の策定支援を行うこと。

（１）国等の最新の動向の情報収集

次期計画の策定を見据えて、国、県及び先進自治体などの動向の把握及び情報収集を行い、専門的知識及び経験に基づき、発注者に適宜情報提供を行うとともに、健康福祉推進会議等各種会議における資料として活用できるよう取りまとめを行うこと。

（２）基礎調査

ア．調査期間 令和7年度

イ．基礎調査の種類

- ・ 健康福祉総合計画実態把握調査（１，０００件）
- ・ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（２，０００件）
- ・ 障害福祉アンケート（２，０００件）
- ・ 在宅介護実態調査（６００件）
- ・ 食育アンケート（１，０００件）
- ・ 介護人材実態調査（３００件）

ウ．発注者で行う業務内容

基礎調査の調査票の発送作業（送付先の抽出、宛名ラベル等の印刷、

封入封緘、発送及び回収に係る業務）は発注者が行い、発送作業にかかる経費についても発注者が負担する。また、催促兼お礼はがきの発送作業についても発注者が実施し、これらにかかる経費についても発注者の負担とする。

エ. 受託者で行う内容

- 調査項目の検討支援
調査項目の検討については、発注者において案を作成する。受託者は、国の指針等に加え、潜在的なものを含めた本市の傾向や課題が抽出できるよう、専門的知見を交えた最終案を作成する。なお、調査項目の検討支援は、「イ. 基礎調査」のうち、下記の基礎調査に限る。
 - 健康福祉総合計画実態把握調査
 - 障害福祉アンケート
 - 食育アンケート
- 回答フォームの作成
回答方法は、紙と **WEB** のハイブリッド方式とする。紙の回答用紙の印刷から発送までは発注者が行う。受託者は **WEB** 回答フォームの作成を行う。なお、回答フォームの作成は、「イ. 基礎調査」のうち、下記の基礎調査に限る。
 - 健康福祉総合計画実態把握調査
 - 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - 障害福祉アンケート
 - 食育アンケート
 - 介護人材実態調査
- データ入力作業
「イ. 基礎調査」の全ての回答用紙（紙）について、回収後、データ入力を行う。
- 集計・分析等
「イ. 基礎調査」の全てのデータ（**WEB** 回答分を含む）について、国の指針等に基づき、データ収集、単純集計、クロス集計等を行い、本市の傾向や課題などについて整理すること。回収率は50%程度を想定。

- 基礎調査報告書作成

基礎調査の分析結果を踏まえ、「イ．基礎調査」の全ての基礎調査報告書を下記期限までに提出すること。なお、基礎調査報告書は、イの各種アンケートごとに1冊ずつ作成するものとする。

- 期限：令和8年3月31日
- 調査報告書：電子データ（Word データ）
- 単純集計・クロス集計データ：電子（Excel データ）

（3）需要量の推計及び目標量の設定

基礎調査の結果を受けて、国の指針などをもとに、次期計画において適切な目標量の検討・設定を行うこと。目標量については、本市の現行計画等で掲げた量と実績の乖離の分析及び他市町村の状況等も参考にしながら、需要量の推計を行った上で、検討・設定を行うこと。ただし、介護保険事業計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の需要量の推計については、発注者が行う。

（4）計画書等の作成・製本

ア．作成期間 令和8年度

イ．現行計画の評価及び課題・論点整理の支援

受注者は、発注者において行う現行計画の課題整理、評価方法見直し及び次期計画の論点整理の実施を支援する。

ウ．骨子、素案の策定

受託者は、発注者との協議及び健康福祉推進会議等各種会議の意見を踏まえ、計画の骨子案及び本文の素案作成を行う。また、市民が見やすいデザインとなるよう、イラストを挿入する等の全体レイアウトを監修する。

エ．成果物

成果物の仕様については、次のとおりとする。

- 計画書 本編（A4版、10ページ程度）フルカラー
- 計画書 資料編（A4版、300ページ程度）一色刷り、表紙・一部のみフルカラー

下記の電子データ一式とする。Word・Excel 等指定するソフト形式で作成し、再編集可能なファイル形式及び状態で印刷用のPDFデータとともに電子媒体を納品すること。

※印刷製本については、不要。

※受注者は、本編及び資料編と、別冊との整合を図るため適宜助言を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画案に関するパブリックコメントについて、資料作成及び意見対応に関し、支援を行うこと。

(6) 健康福祉推進会議等各種会議の運営支援

庁内委員会及び大牟田市健康福祉推進会議（令和7年度2回程度、令和8年度4回程度開催予定）の開催においては、発注者が会議に出席し、会議録の作成についても発注者で行う。ただし、受注者は会議の資料作成支援を行い、会議後、発注者と受注者間で会議録の情報共有を行い、受注者は会議での指摘事項等を作業に反映させること。

※各会議の構成等について

・大牟田市健康福祉推進会議

学識経験者、健康、医療、福祉、教育、商工業、農業に関する団体の代表者又は団体の推薦を受けた者、公募による市民、その他市長が適当と認める者

計25名以内にて構成

・大牟田市健康福祉推進庁内委員会

（委員長） 保健福祉部福祉支援室長

（副委員長） 保健福祉部福祉支援室福祉課長

（委員18名） 各関係課長 計20名以内にて構成

5 その他

業務履行に当たっての受託者の注意事項

- (1) 大牟田市総合計画、保健・福祉・健康等に係る分野別計画、国の社会福祉及び健康政策等の現状や今後の動向を踏まえ、本仕様書に定めていない場合であっても発注者とその都度協議し柔軟な対応を行うこ

と。

- (2) 業務遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）を遵守し、関係情報の取り扱いに留意し、情報漏えいがないように十分注意を行うこと。また、当市の承諾を得ずに本業務の契約締結により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。
- (3) 履行期限内に円滑に事務が進むよう、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこと。また、実施体制表と実施スケジュール（工程表）を当市へ提出し、併せて本業務に係る主任技術者を定め、策定業務に関する技術上の一切の事項を処理させるものとする。
- (4) 常に発注者からの連絡を受け取れる状態とし、担当者からの打合せの申出があった場合は、原則、発注者の所属課に出向き行うものとする。その場合、議事録は受託者が作成すること。
- (5) 全ての成果品に係る著作権、著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、本契約終了後、本業務成果品の使用及び第三者への開示は発注者の承認を受けること。
- (6) 市は受託者から提出された業務実施計画書にない事項について、変更すべき事案が発生した場合は、受託者と協議して変更する。
- (7) その他本委託業務について疑義が発生した場合は、速やかに連絡し、協議するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ処理するものとする。